

# 『古今和歌集』二十七番歌詞書の地名をめぐって

— 遍昭の時代における西寺 —

雨野 弥生

〔要旨〕 これまで、『古今和歌集』二十七番歌は、その詞書に現れる「西大寺」と和歌の内容とがどう関わるかが解釈上の問題となってきた。同じ遍昭の「蓮葉の……」歌との関連から読

み解いた契沖の説以来、玉を数珠や水晶と見立てる見方など、仏教的な解釈が多くなされてきた。また西寺は西鴻臚館を前身

とするという中世以来の注釈史の伝統も、この歌の解釈に少なからず波及してきた。一方で、西寺自体は、平安時代も早々に衰退するイメージゆえか、二十七番歌の解釈史上でその歴史自体に注目が向けられることは、ほとんどなかった。

しかし、近年の考古学の知見によると、「西寺＝鴻臚館」説は裏付けが取れず、白紙に戻す必要がある。そこで、改めて西寺関連の史料を、遍昭の時代に焦点を当てて見直すと、堂舎を徐々に拡大させながら組織を構築させていった伸展期にあたり、

当時の西寺には、衰退どころかむしろ伸びゆく寺というイメージがあったとみられる。

一方、この歌では第五句「か」（感嘆の助詞）の位置から見ても「春の柳」に感動の中心があり、さらに、元来は秋の景物であった「白露」を、敢えて春のものとして詠み替える機知によって「春の柳」の美しさを印象付けている点に新しさがあると思われる。二十七番歌で「西大寺」が詞書に描かれたのは、当時、発展期にあった西寺が、そのような若々しい春の柳の美しさを表出する背景としてふさわしかったという理由によっていると考えられる。

〔キーワード〕 西寺・西大寺・あさみどり・柳・遍昭

一、はじめに

『古今和歌集』巻第一、春歌上、二十七番歌（以下、本稿では「二十七番歌」と呼ぶ）で、詞書にわざわざ「西大寺」と地名が明確にされている理由は、二十七番歌の注釈史上、長らく疑問とされてきた。

西大寺のほとりの柳をよめる

僧正遍昭

あさみどりいとよりかけてしらつゆをたまにもぬける春の

柳か〔一〕

この歌は、『遍昭集』二番においては以下のようになっている。

にしてらのやなきを

あさみどりいとよりかけてしらつゆを たまにもぬけるは

るのやなきか〔二〕

地名は『古今集』では「西大寺」、『遍昭集』では「西寺」であるが、現在の研究ではこの詞書の寺を平安京の「西寺」と解釈する説で落ち着いている〔三〕。なぜ、その西寺の柳が詠まれたのか、これまでの注釈史ではその背景が繰り返し論じられてきており、たとえば近年、武田早苗氏はこの歌の注釈史につい

て、以下のようにまとめている〔四〕。

「古今集において、遍昭歌として最初に登場する次歌（稿者注、古今集二十七番歌をさす）の詞書については、古来疑問が呈されてきた。（略）全体に詞書が簡素である古今集において、あえて「西大寺」と特定の場所が明示されているからだ。しかも一見したところでは、歌内容と「西大寺の柳」が直接的な関連を持つとは考えがたく、このような具体的な叙述がなぜ採用されたのか不思議でもある。同様の思いは、先人達も抱いたように、この詞書に言及したものは多い。（略）遍昭の他歌を援用して解くものから、和歌自体の解釈とどうにかして結び付けようとするもの、疑義を持つこと自体に意味はないとするものまで、その見方は多岐にわたる。だがいずれも定説とは成り得ていない。」

周知の通り、西寺といえは、平安前期も早々に衰退した寺という印象が強い。東寺が空海によって発展を遂げ、平安京内随一といってもよい宗教勢力を誇ったのとは対照的に、西寺のほうは早くに存在感を失ったというイメージがある。そのせいか、研究史も少なく、平安京内の寺である割に重要視されてこなかった寺である。

では、遍昭の二十七番歌では、なぜ、西寺の柳がクローズアップされたのか。当時、西寺はどのようにイメージされていたのか。

近年の研究では、『平安時代史事典』の「西寺」の項の記述を一つの契機として、前出の武田氏により、遍昭自身が西寺において奉仕をした可能性も示唆されている<sup>5)</sup>。

が、従来の研究では、西寺に関わる史料を実際に再検討し直すという手続きによって、この詞書の背景を探るとい手法は、とられていないようである。稿者はこれまで、平安京のさまざまな地点についての言説を、定点観測的に長い時間軸で集め、それらの資料の蓄積から、とあるテキストに現れる「場のイメージ」を逆照射するという手法によって、文学テキストの考察を試みてきた。その手法により、西寺に関わる史料を、その造営の経過に注意しながら、平安時代前半から遍昭死去の年までという長い時間軸をとって読み直してみると、遍昭が生きた時代の人々にとっての西寺のイメージには、従来看過されてきた、見落とすことのできない一側面があるように思われる。

これまでさまざまに論じられてきた二十七番歌詞書の意味について、本稿では、もう一度、遍昭が生きた時代や古今集撰述

の時代の史料を中心に考えて直す。史料の中から場の意味を考察する手法により、遍昭と同時代の西寺を位置づけ直し、この詞書と歌の理解に近づきたい。

## 二、西寺の注釈史と「鴻臚館跡地」伝承

なぜ二十七番歌の詞書において西寺の柳が敢えて取り上げられたのかという点について、過去の研究史を振り返ると、同じ遍昭による一六五番歌「蓮葉の濁りにしまぬ心もてなにかは露を玉とあざむく」との対比によって、白露を玉と欺くのは仏の教えに背くという意味を寓するとみた、契沖『古今余材抄』の説の存在が大きい。契沖以来、水晶の数珠を「玉」に連想する金子評釈の説など、「寺」の付近で詠まれた「玉」であることに仏教的意味が見出され、仏教的な側面から解釈の焦点が集まってきた経緯がある<sup>6)</sup>。代表的な例を挙げると、以下のようである。

・「西大寺のほとりの柳といへるにつきておもふに、柳か枝もまことの糸ならず、白露も誠の玉ならぬに、なとかかくいつはりなかるへき寺のほとりに、玉の緒をぬきて人をあ

さむくそとよめる心をあらはさんとて、こと書をくはしく

かけるにや。夏の歌に蓮をよまれたる歌の心おもひあはず

へし」(契沖『古今余材抄』(元禄四(一六九二)年)、契

沖全集』第八卷、岩波書店、一九七三年に所収)

・「寺門前に麴塵の糸にも譬へられる芽出し柳のふしぶしに、

露の白玉の溜つてゐるのを見て、端なくも花田色の緒に貫

いた水晶の念珠を連想し、所柄柳が数珠を拵へて居るやう

に見立てたのは、頗る逸興がある。かう解してこそ、詞書

にわざわざ「西大寺のほとり」と断つた理由も了解されよ

う。況や作者が坊さんときては、いよいよさう信ぜられ

る。」(金子元臣氏『古今和歌集評釈』明治書院、一九四一

年)

・「同じ作者の「はちすはのにこりにしまぬ心もてなにかは

つゆを玉とあざむく(一六五)」と対比して鑑賞できる。」

(久曾神昇氏校注『講談社学術文庫 古今和歌集』(講談社、

一九七九年)

このように、白露に数珠や水晶を見立てているという見方も

含め、仏教的な背景を西寺に重ね合わせる説は、解釈史上、無

視できない流れとなっている(ただし、近年では片桐洋一氏な

どによる批判(前出注3)もある)。

一方、このような仏教的な解釈とは若干異なる別の観点から注されているのが、『新潮日本古典文学集成』の注(以下、「集成注」)である。

成注)である。

「大陸風に構築された大伽藍を背景にしての、自然の小さな

な営み。巨大な人工美と対照してこの歌は生きる。」(奥村

恒哉氏校注、新潮社、一九七八年)

この集成注について、片桐洋一氏は、『古今和歌集全評釈』

において、以下のように賛意を表しつつも、疑問が残ることを

指摘されている。

「新潮日本古典集成は、この詞書の意図についてまったく

新しい見解を披露している。「大陸風に構築された大伽藍

を背景にしての、自然の小さな営み。巨大な人工美と対照

してこの歌は生きる」と注しているのである。まことに斬

新な見解であるが、『古今集』の歌はおおむねクローズ・

アップの描法であることを思えば、詞書と和歌の関係をそ

こまで深読みしてよいかどうか、疑問も残る。」(片桐洋一

氏『古今和歌集全評釈』講談社、一九九八年)

ところでこの集成注は、推察するに、おそらく次に挙げる、

近代の金子評釈や窪田評釈における「西寺Ⅱ鴻臚館」説の影響下にあることが想像される。西寺を鴻臚館の跡地とする説は、後述するように中世以来の『源氏物語』注釈の伝統の延長線上にある。その上、金子評釈や窪田評釈の後に位置する集成注が、金子氏や窪田氏の説を承けていたとしても不思議はない。西寺を鴻臚館の跡地とする説に加え、唐風を尊んだ嵯峨天皇によるとされる「鴻臚館」からの連想により、「大陸風に構築された大伽藍」という映像が想起されると考えると、やや独自性のあるように見える説が生まれた背景も、自然に感じられるのではないだろうか。以下に、西寺Ⅱ鴻臚館跡地説をとっている金子評釈と窪田評釈を挙げる。傍線は、稿者による。

・「西大寺云々：嵯峨帝の朝に京都の朱雀通りの南門たる羅城門外の鴻臚館を捨て、東寺西寺といふ大利を建てられたのが、今は東寺ばかり残つてゐる。その西寺をこゝに「西の大寺」といつた。奈良の西大寺のことではない。「柳をよめる」は柳を見てよめるの意。都の大路には昔は柳も多く植ゑた。」（金子元臣氏『古今和歌集評釈』明治書院、一九〇一年）

・「西大寺…嵯峨天皇の御代、京都、朱雀通りの南門の外に

あつた鴻臚館を捨てて、東西の大寺とされた。今は東寺だけが残つてゐる。」（窪田空穂氏『古今和歌集評釈』東京堂、一九六〇年）

金子評釈や窪田評釈に見られる西寺観が、集成注の前提となつていのかどうかは推測の域を出ないため、これ以上の言及はできないが、いずれにせよ、「西寺」について、前身を鴻臚館とする説は、金子評釈・窪田評釈の後の二十七番歌解釈上においても、いまだ否定はされていない。二十七番歌を解釈するにあたり、西寺に「鴻臚館」の残像を考慮すべきなのかどうかを確認するためにも、まずはこの「西寺Ⅱ鴻臚館」説について再検討したい。

次に例を挙げるように、西寺・東寺を鴻臚館跡地とする説は、近世の京都の地誌類で繰り返し描かれてきた、いわゆる空海・守敏対立譚の系譜に連なるものようである<sup>7)</sup>。以下傍線は「稿者による」。成立年は『新修京都叢書』解題（野間光辰氏）に依つた。

・『出来齋京土産』巻之二（新修京都叢書）\*延宝五（一六七）年

嵯峨天皇弘仁十四年正月に。東の鴻臚館を空海にたまはり

て。東寺と号し。西の鴻臚館を守敏に給はりて。西寺と号せられるといへり。

・「東寺往還」(新修京都叢書) \*延宝九(一六八一)年

コノ村ヲ唐橋ト称スルコト、予案スルニ、東寺ハ古ノ鴻臚館ナリ、蕃朝入朝ノ時、コノ紙谷川ノ橋ヲ渡レリ、故ニ唐橋ト云へるなるへし

・「京羽二重」卷二(新修京都叢書) \*貞享二(一六八五)年

鴻臚館跡 今の東寺いにしへ大内裏の時の鴻臚館是也異朝より使本朝に来る時此所に留て通詞を以て両朝の事を通ぜしめけると也

・「山州名跡志」卷之二 八幡山教王護国寺(新修京都叢書) \*正徳元(一七一一年)

源氏物語河海抄ニ云々遷都ヲ始メ大宮ノ東西ニ置クニ玄蕃寮ヲ。弘仁以来東鴻臚為ニテ東寺ト賜ヒ弘法大師ニ。以ニテ西鴻臚ヲ為シテ

西寺ト賜フ守敏ニ。其ノ後七条朱雀ニ建ル鴻臚ヲ云々

それでは、西寺が鴻臚館跡地であるという説はいつ頃から出てきたのか。前出の『山州名跡志』に引用があるが、管見の限り、以下のように『河海抄』に見られるのが初見のようである。

『河海抄』(源氏物語古注釈大成六)

こうろくわんにつかはす (略) 鴻臚館は玄蕃寮にあり

(略) 此館延暦遷都之始東西大宮被置之而弘仁に以東鴻臚館為東寺賜弘法大師(不空三藏鴻臚卿大興善寺ヲ立此例歟或又大師三藏ノ再来ト云旁有歌乎)以西鴻臚館為西寺

これらに見られた「西寺」鴻臚館」説は、近代以降の古今集注釈にも影響を与えており、たとえば前出の金子評釈・窪田評釈は、その説が引き継がれた例といえる。仮に、古今集二十七番歌でも「西寺」鴻臚館」説を踏まえるべきであるとすれば、西寺の解釈に西鴻臚館の残像を考慮する必要がある、「大陸風の大伽藍」という連想も二十七番歌の解釈の上で組み入れるべきであろう。

しかしながら、歴史学・考古学の成果によれば、西寺がもと鴻臚館の跡地だという説明は、現在では否定されている。

川勝政太郎氏は、「平安京鴻臚館は前述の如く東寺・西寺とは関係なく、当初から左京及び右京の七条一坊の地に営まれたのであって」「鴻臚館は東西両寺内に併設されたのではなく、別の七条一坊の地に営まれていた」と述べられ<sup>8)</sup>、当初は東

寺・西寺の場所に東西の鴻臚館が建てられていたものの、弘仁年間に移転したという従来の説を否定された。

ついで、鈴木久男氏は、考古学の立場から軒瓦の出土状況によつて「西鴻臚館は平安京造営当初から七条一坊に計画されたものと考えられる」と述べ、やはり西寺＝鴻臚館説を否定された<sup>9)</sup>。

さらに、角田文衛氏も、文献資料的に、また考古学的な成果からも、鴻臚館は当初から七条にあったと結論づけられている<sup>10)</sup>。その後も、網伸也氏によれば「東西二寺の中心伽藍の調査は未報告なデータが多くあり、造営過程を検証することが難しい状況」<sup>11)</sup>とはいえ、以後、鴻臚館が西寺の前身であることを実証した新たな論は、現在まで見当たらない。

つまり、西寺を鴻臚館跡地とする説は、初見をたどると『海抄』にいきあたるようであるが、歴史学あるいは考古学的成果によつてはしかるべき傍証が得られず、裏付けが取れないということになる。

以上を踏まえて『古今集』に戻ると、西寺を鴻臚館の跡地と考える注釈は、やはり見直されなくてはならない。現状の研究成果からすると、二十七番歌において、唐風の建物との対比で

柳を見る構図は、ひとまず白紙に戻して良いのではないか。

### 三 伸展期の西寺 —— 遍昭の時代 ——

では、なぜ二十七番歌では西寺が詞書に詠み込まれたのか。

西寺は、従来、「特定の宗派色を帯びる事がなく、仏教史上に名を成す著名な僧侶が出なかつたことや中世に顛倒したこともあり、東寺に比して影の薄い特色のない寺、という印象が定着した感が否めない。そのため、研究者の関心を引くことも少なく、西寺の研究は極めて少ない」と追塩千尋氏<sup>12)</sup>が述べられたように、早々に衰微した寺というイメージが強い。そのイメージが、知らず知らずのうちに遍昭の歌の解釈にも波及していないだろうか。

ここで、西寺が当時、どのような状況にあつたのかを資料から見てみたい。結論から先に述べると、遍昭没前の西寺は、衰退期どころか発展期にあると思われ、二十七番歌詞書の解釈の上では注意が必要である。

西寺については、先学の諸研究やそれを反映した辞書事典類などでもすでに資料は挙げられている<sup>13)</sup>が、ここではそれら

に学びつつ、二十七番歌解釈の視点から、改めて遍昭の生きた時代に焦点を当て直し、当時共有された西寺のイメージを考え直したい。

西寺の、堂舎建築の経緯や機能が形作られる様子がうかがえる史料を、一次史料ばかりとは限らないが抽出すると、西寺造営の経過は、表一のようになる。史料の下限は、『古今集』成立の翌年までとし、遍昭の没年を▼とした。以下に挙げるAからNまでの史料番号は、表一と一致させている。併せて参照されたい<sup>14)</sup>。

まず史料Aによれば、遷都三年目の延暦十五（七九六）年に、藤原伊勢人が東西両寺の造寺長官に任命されたとある。

【史料A】『帝王編年記』（新訂増補国史大系）延暦十五年  
同十五年丙子。以大納言藤原伊勢人（淡海公曾孫。巨勢磨四男。）為造寺長官。建立東西両寺以為東西両京鎮護。東寺南北二町。〈南九条。北辛橋。〉東西二町。〈東大宮。西壬生。〉西寺南北二町。〈南九条。北辛橋。〉東西二町。〈東皇嘉。西大宮。〉

なお、表一に入れたように、史料Aに先だって『東大寺要録』巻六には、

東寺

右延暦十二年。歳次癸酉。公家建立。東西両寺。施入食封千戸。

という記事がある<sup>15)</sup>。が、赤松俊秀氏・たなかしげひさ氏の論によつてこの記事は年号が誤っているものと見られている<sup>16)</sup>。

また、史料Bによれば、延暦十六年（七九七）には笠朝臣江人が「造西寺次官」と見える。

【史料B】『類聚国史』（新訂増補国史大系）延暦十六年四月四日条

從五位上守民部大輔兼行造西寺次官信濃守笠朝臣江人於右京職。

これ以後、造西寺長官・次官を任じた記録は、少なくともこの後弘仁六（八一五）年まで見られる。西寺は一度に成ったのではなく、数十年をかけて徐々に発展してきたことがわかる。

また、史料C『類聚国史』に載せられた延暦十九（八〇〇）年四月の勅には、王臣豪民による山林占有・伐採を禁じる中で、東寺と西寺に限り、堂を構える為に巨樹直木の伐採を認可している。川勝政太郎氏をはじめこれまでの研究史では、これを延

暦年間に東西二寺の造営が進められていたことの証左としてい  
る。

【史料C】『類聚国史』（新訂増補国史大系）延暦十九年四

月九日条

十九年四月丁丑。勅。山藪之利。公私須共。是以屢下明制。  
重禁專担。而伊賀国不顧朝憲。王臣豪民占山林。不許民  
採。国郡官司知而不禁。妨民奪利莫過於斯。若慣常不悛。  
科処如法。宜准去十七年格。尽收還公。令百姓共其利。但

東西二寺。称構堂宇。其巨樹直木特聽禁斷。

官寺として東西二寺が機能し始める様子が伺えるのは、網氏  
も述べられるように嵯峨天皇の時代になってからである。弘仁  
四（八一三）年には、東・西両寺に初めて夏の安居が定められ、  
その布施供養は諸大寺の例に準ずるものとする史料Dが見える。  
この安居を行うことが定められたのもって、「一応寺として  
の施設が出来上がったことを示す（川勝氏）」と見られている。

【史料D】『日本後紀』（新訂増補国史大系）弘仁四年正月

十九日条

於東西二寺始行坐夏。其布施供養准諸大寺例。

また、史料Eによると、この坐夏を遡る弘仁三（八一二）年

二月に、屏風一帖・障子四十六枚を東寺に、障子四十六枚を西  
寺に施入している。川勝氏はこれを「造営完成の急がれつつあ  
るを示す」、たなか氏は「竣工へ進捗させるためのものであつ  
たとみられる」、網氏は「東西二寺のしつらえの整備や経営基  
盤の安定化が進められている」と見て、網氏は金堂の一応の完  
成をこのころとするのが妥当と見ている<sup>17</sup>。

【史料E】『日本後紀』（新訂増補国史大系）弘仁三年二月

三日条

屏風一帖。障子四十六枚。施入東寺。障子四十六枚施入西  
寺。

次の史料Fによれば、講堂新造仏の完成は、西寺では天長九  
（八三二）年であった。このあたりで既に講堂ができてると  
見られる<sup>18</sup>。

【史料F】『日本紀略』（新訂増補国史大系）天長九年七月

五日条

（天長九年）秋七月乙未。西寺講堂供養御願新造仏。莊嚴  
法物一十五種便即施入。

なお『東宝記』では、これに先立つ天長二年、「講堂」の記  
事中に西寺の記述がある（表一のG）。

住僧規定が制されるのは、史料Hによれば承和七（八四〇）年である。

【史料H】『続日本後紀』（新訂増補国史大系）承和七年六

月二十六日条

是日。制。住西寺僧等。自今以後。簡甘臘以上熟学之僧。

智行兼備。衆所推讓者。令住寺家。永為恒例。

また、北院はすでに天長三（八二六）・四（八二七）年の記事で見られるが（表一のI・J）、南院として滋野貞主の道場があてられたのは承和十一（八四四）年である（K）。

【史料K】『続日本後紀』（新訂増補国史大系）承和十一年

四月三十日条

参議式部大輔従四位上滋野朝臣貞主。以在西寺南居宅一区。

捨為道場。（略）望請使人西寺。命為別院。号其名曰慈恩院。

その後、嘉祥三（八五〇）年に、西寺の刹柱に落雷したとの記事が『日本文徳実録』に見られる（L）。

【史料L】『日本文徳天皇実録』（新訂増補国史大系）嘉祥

三年六月三日条

雷震西寺刹柱。剝取其竿。中央一許丈。

Lについて、『平安時代史事典』は「塔のものとみれば、そのころは造営中であつたのだろうか」とする一方で、追塩氏は「嘉祥三年に西寺刹柱に雷が落ちており、刹柱が塔の柱とすれば塔が完成していたともとれる。そうすると、元慶六年（八八二）に西寺塔の造営料が定められているのは、塔の再建に関するということになるが、この時点でまだ塔は未完成であつたという見解もある」とする<sup>19)</sup>ように、完成したものか未完成なのかという点で諸氏の見解が分かれる<sup>20)</sup>。

西寺僧綱所の史料上の初見（M）は、貞観六年（八六四）である。

【史料M】『三代実録』（新訂増補国史大系）貞観六年二月

十六日条

依式卒所司。於西寺綱所。任僧正已下。律師已上十六人。

この頃までには僧綱所は西寺に移されたと見られる。なお、遍昭と西寺との接点という観点からいえば、これ以後、西寺に僧綱所が置かれたことには注意が必要である<sup>21)</sup>。

そして塔については、前述のように、完成が堂宇よりも遅れたという説と、一度完成した後に再建したという意見とがあるが、元慶六年（八八二）に「造西寺塔料」が施入されている

る<sup>(22)</sup>。

【史料N】『三代実録』（新訂増補国史大系）元慶六年六月

二十六日条

山城国稻三千束。大和国三千束。伊賀国穀二百五十斛。充造西寺塔料。

ここで、二十七番歌解釈の観点から、遍昭の生きた時代における西寺の経緯を、改めて検討し直したい。前にも述べたように表一では、▼印を付けた寛平二年（八九〇）が、遍昭の没年である。

『古今集』二十七番歌が詠まれた時期は、遍昭の出家後とする説もある<sup>(23)</sup>が、はつきりしない<sup>(24)</sup>。とはいえ、いずれにしても、遍昭の生きた九世紀中盤から後半は、長きにわたって西寺の拡大期であり、西寺が徐々に整備されていった時代にあたる。その意味で、二十七番歌において、西寺の建立を「延暦十五年（七九六）」とする注<sup>(25)</sup>は、誤解を生みやすいといえる。西寺は、七九六年に「全て」が完成したのではなく、数十年を費やし、遍昭の生きた時代を通して、徐々に整備されてきたのである。

網伸也氏など先学の研究によれば、寺院としての体裁を整え

たのは早くても嵯峨朝以降と考えられているが、九世紀半ば以降のハイライトになると思われるのは、塔の造営である。先に述べたように、表一では▼が遍昭の没年であるが、嘉祥三年に刹柱への落雷が記された後、八八二年に全国から造塔料を集めている。塔は、史料番号P『醍醐寺縁起』によれば聖宝伝に九〇六年造塔との記事がある（伝承によるものとはいえ、塔に関わる伝承年として、『古今集』の成立年の翌年がシンボライズされている。塔の造成の記憶が古今集撰述年と極めて近いことは、『古今集』の詞書を考える上で捨象しがたい<sup>(26)</sup>）。

これらからうかがえるように、遍昭が生きた八〇〇年代中・後期は、まさに西寺の造営の拡大・発展期であった。

周知のごとく、この後、十世紀以降の西寺は、正暦元年（九一〇）に「西寺焼亡」とある記事（『日本紀略』正暦元年二月二日条）をはじめとして、保延二年（一一三六）に別院（慈恩院）も焼け（『百鍊抄』）、そして天福元年（一一三三）に塔が炎上（『百鍊抄』）と、東寺の興隆とは対比的に次第に衰退してゆく。定家によって『明月記』天福元（一一三三）年十二月二十五日条に、「本自荒廢之寺」と記されたこと<sup>(27)</sup>なども、象徴的であろう。

【表一 西寺 関係年表（遍昭の没年までを中心とした）】

年	史料 番号	本文	割注	出典	注記
793 (延暦12)		東寺 右延暦十二年。歳次癸酉。公家建立。東西両寺。 施入食封千戸。		『東大寺要録』（筒井英俊編、全国書房、一九四四年）巻六 末 寺章	*赤松俊秀氏・たなかしげひ さ氏はこの記述を弘仁三 年の誤りとする
796 (延暦15)	A	同十五年丙子。以大納言藤原伊勢人（淡海公曾孫。巨勢曆四男。）為造寺長官。建立東西両寺以為東西両京鎮護。東寺南北二町。〈南九条。北辛橋。〉東西二町。〈東大宮。西壬生。〉西寺南北二町。〈南九条。北辛橋。〉東西二町。〈東皇嘉。西大宮。〉		『帝王編年記』（新訂増補国史大系）	造寺司の名が見られる記事 （以下、造寺司関連記事） *川勝政太郎氏は伊勢人につ いては不審とみる
796 (延暦15)		一 東寺草創事 或記云、桓武天皇御宇延暦十三年（甲戌）平安城遷都、同十五年（丙子）以大納言伊勢人為造寺長官、建東西両寺、近則左右二京之安鎮、遠又東西両国之衛護也云々、		『東宝記』（続々群書類従十二） 第一	造寺官関連
797 (延暦16)	B	夏四月己未。（略）從五位上守民部大輔兼行造西寺次官信濃守笠朝臣江人於右京職。		『類聚国史』（新訂増補国史大系）延暦十六年四月四日条	造寺司関連
797 (延暦16)		延暦十六年十二月十日 從五位上守大輔兼行造西寺長官笠朝臣江人		『天台霞標』（平安遺文）所収治部省符 延暦十六年十二月十日	造寺官関連

810 (弘仁元)		從五位下秋篠朝臣全繼為造西寺次官。	『日本後紀』(新訂增補國史大系) 弘仁元年九月十六日条	造寺官関連
808 (大同3)		從五位上藤原朝臣鷹養為造西寺長官。	『日本後紀』(新訂增補國史大系) 大同三年十一月二十七日条	造寺官関連
806 (大同元)		外從五位下行造西寺次官兼木工少工秦宿禰都伎麻呂	『東南院文書』(平安遺文) 大同元年七月十五日	造寺官関連
804 (延暦23)		外從五位下檜原宿禰鑼作為造西寺次官。	『日本後紀』(新訂增補國史大系) 延暦二十三年八月二十八日条	造寺官関連
804 (延暦23)		遣征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按察使陸奥守勳二等坂上大宿禰田村麻呂。	『日本後紀』(新訂增補國史大系) 延暦二十三年八月七日条	造寺官関連
804 (延暦23)		外從五位下日下部得足為造西寺次官。	『日本後紀』(新訂增補國史大系) 延暦二十三年四月八日条	造寺官関連
800 (延暦19)	C	稱構堂宇。其巨樹直木特聽禁斷。 七年格。尽収還公。令百姓共其利。但東西二寺。 奪利莫過於斯。若慣常不悛。科処如法。宜准去十七年格。尽収還公。令百姓共其利。但東西二寺。民広占山林。不許民採。国郡官司知而不禁。妨民屢下明制。重禁專担。而伊賀国不顧朝憲。王臣豪	『類聚国史』(新訂增補國史大系) 延暦十九年四月九日条	巨樹直木の伐採認可
797 (延暦16)		(承和十年七月二十三日藤原朝臣緒嗣薨去記事中において) 十六年(略) 兼出雲守。造西寺長官。	『統日本後紀』 承和十年七月二十三日条	造寺官関連

812 (弘仁3)	812 (弘仁3)	812 (弘仁3)	811 (弘仁2)	811 (弘仁2)	810 (弘仁元)
E					
贈四品布勢内親王墾田七百七十二町施入東西二寺。	官家功德封物。停収東大寺。収造東西二寺諸司。	屏風一帖。障子四十六枚。施入東寺。障子四十六枚施入西寺。	造西寺次官從五位下秦宿祢都伎麻呂為兼伯耆權介。	正五位下三嶋真人年繼為造西寺長官。從五位下藤原朝臣文山為次官。	從五位下田中朝臣清人為造西寺長官。
『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁三年十一月二十七日条	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁三年十月二十八日条	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁三年二月三日条	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁二年四月五日条	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁二年正月十一日条	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁元年九月二十七日条
	官家功德分封物	*東西二寺へのしつらえの整備や経営基盤の安定化／網氏によればこのころ金堂院完成かとする(ただし『角川地名』では金堂の造営竣工は弘仁五、六年、追塩氏も別論、たなか氏は弘仁十年前後、『国史大辞典』では八二〇年代に金堂が成った、とする)	造寺官関連	造寺官関連	造寺官関連

(弘仁9) 818		西寺 桓武天皇御宇延暦六年(丁卯)造之 弘仁九年二月乙未西寺講堂供養御願造仏莊嚴法物一十五種便即施入	『伊呂波字類抄』(正宗敦夫編『伊呂波字類抄』風間書房、一九五五年) 卷八 左 諸寺(十卷本)	西寺講堂供養 *ただし、たなか氏はこれを天長九年の誤りとする
(弘仁6) 815		外従五位下広澄宿禰福麻呂為造西寺次官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁六年八月十日条	造寺官関連
(弘仁6) 815		従五位下秋篠朝臣全嗣為造西寺長官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁六年正月十二日条	造寺官関連
(弘仁5) 814		正五位下安倍朝臣真勝為造西寺長官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁五年十一月十一日条	造寺官関連
(弘仁5) 814		従五位下紀朝臣貞成為造西寺次官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁五年九月七日条	造寺官関連
(弘仁5) 814		従五位下藤原朝臣永貞為陰陽頭。(略) 従五位上安倍朝臣浄足為造西寺長官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁五年八月二十八日条	造寺官関連
(弘仁5) 814		従五位下藤原朝臣永貞為造西寺長官。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁五年七月二十六日条	造寺官関連
(弘仁4) 813		嵯峨天皇弘仁四年正月癸酉。於東西二寺。始行坐夏。其布施供養准諸大寺例。	『類聚国史』(新訂増補国史大系) 弘仁四年正月十九日条	夏安居
(弘仁4) 813	D	於東西二寺始行坐夏。其布施供養准諸大寺例。	『日本後紀』(新訂増補国史大系) 弘仁四年正月十九日条	夏安居

824 (天長元)		施東西両寺並 <small>（西）</small> 大寺及五畿内諸寺常住僧尼也。	『日本紀略』（新訂増補国史大系）天長元年九月二十七日条	*追塩氏によれば、「僧侶による寺の運営がなされていた」
825 (天長2)	G	講堂 （略） 御筆図帳 東寺新定講堂図（西寺亦准此） （略） 天長二年四月二十日、勅使所定如図、 （略） 東寺 別当少僧都伝燈大法師位空海 西寺 別当律師伝燈大法師位歳榮	『東宝記』（続々群書類従十二） 第一	「講堂」の記事に西寺の記述
826 (天長3)		奉為柏原天皇、於西寺限七箇日、説法華經	『日本後紀』（新訂増補国史大系）天長三年三月十日条	柏原天皇（桓武天皇）の為に、七箇日の法華經
826 (天長3)		奉為柏原天皇。於西寺限七箇日。説法華經。	『日本紀略』（新訂増補国史大系）天長三年三月十日条	同右
827 (天長4)	I	（天長）四年五月七日入滅。於中京西寺北院奄然而化。生年七十四。 天長帝又擢之主西寺幹事。（略）天長四年五月七日。終西寺北院。年七十。	『元亨釈書』（新訂増補国史大系）石淵寺勤操伝	勤操（西寺別当）が住房の北院で没
827 (天長4)	J	日。終西寺北院。年七十。	『元亨釈書』（新訂増補国史大系）石淵寺勤操伝	北院（同上）

839 (承和6)		令東西両寺講読般若心經。以慧星頗見也。	『続日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和六年二月十五日条	慧星の出現による般若心經講読
837 (承和4)		宣令梵釈。崇福。東西両寺。東大寺。興福。新薬。元興。大安。薬師。西大寺。招提。本元興。弘福。法隆。四天王。延暦。神護。聖神。常住等二十ヶ寺。毎句輪転。自五月上旬。迄八月上旬。誓願薫修。	『続日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和四年四月二十五日条	五月上旬から八月上旬まで誓願薫修
836 (承和3)		宣告東西二寺並十三大寺。畿内諸寺。転読経王。令祈甘雨。	『続日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和三年六月朔日条	転読経王による祈雨
836 (承和3)		授造西寺句当僧九口位一階。但伝灯住位明遠二階。	『続日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和三年三月十三日条	造西寺司の句当僧九人に位一階、伝灯住位明遠に二階を授ける
834 (承和元)		作る諸本あり) 羅城門。惣是百講座也。	『続日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和元年六月十五日条	仁王経を講説
832 (天長9)	F	西寺講堂供養御願新造仏。莊嚴法物一十五種便即施入。	『日本紀略』(新訂増補国史大系) 天長九年七月五日条	講堂供養
827 (天長4)		公、智にして弁なり、恭にして謙なり、人を導くに倦まず、物を濟ふに方便あるを以て、之を大僧都に擢いでて造西寺に転ず。(略) 天長四年五月七日を以て中京西寺の北院にして奄然として化す。	『性靈集』(日本古典文学大系) 卷十	同右

840 (承和7)	H	是日。制。住西寺僧等。自今以後。簡甘臘以上熟学之僧。智行兼備。衆所推讓者。令住寺家。永為恒例。	『統日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和七年六月二十六日条	住僧規定
844 (承和11)	K	參議式部大輔從四位上滋野朝臣貞主。以在西寺南居宅一区。捨為道場。(略)望請便入西寺。命為別院。号其名曰慈恩院。	『統日本後紀』(新訂増補国史大系) 承和十一年四月三十日条	西寺の南、滋野貞主の構えた道場を西寺に入れて別院に(慈恩院)
850 (嘉祥3)	L	雷震西寺刹柱。剝取其竿。中央一許丈。	『日本文德天皇実録』(新訂増補国史大系) 嘉祥三年六月三日条	西寺刹柱に落雷
860 (貞觀2)		文德天皇后忌。始修西寺。	『三代実録』(新訂増補国史大系) 貞觀二年八月二十七日条	文德天皇の国忌
863 (貞觀5)		勅以新錢一千貫文。施入諸大寺。充修理料。中宮鐵一千廷加充同料。東大寺。興福寺。元興寺。大安寺。藥師寺。西大寺各錢百貫。(略)梵釈寺。大觀西塔院。東寺。西寺各錢十五貫。鐵十五廷。	『三代実録』(新訂増補国史大系) 貞觀五年七月二十七日条	修理料施入
864 (貞觀6)	M	勅遣參議大藏卿正四位下源朝臣生。從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸葛等。依式卒所司。於西寺綱所。任僧正已下。律師已上十六人。	『三代実録』(新訂増補国史大系) 貞觀六年二月十六日条	西寺の僧綱所の初見
865 (貞觀7)		勅以藥師寺僧老演為權僧正。遣參議從四位下守右大弁兼行播磨權守大枝朝臣音人。從五位上行少納言兼侍從良岑朝臣經世。率所司向西寺綱所宣制。	『三代実録』(新訂増補国史大系) 貞觀七年九月五日条	勅使を西寺綱所に派遣

866 (貞觀8)		<p>圖書寮置寮掌一員把笏。以真言宗僧任東寺三綱。經階業者任西寺三綱。永以為例。</p>	『三代実録』(新訂増補国史大系)貞觀八年三月朔日条	*「こうした事例より、東寺から西寺の別当・三綱になる道は一つの出世コースであった、という解釈は可能である」(追塩氏)
866 (貞觀8)		<p>東西両寺及五畿七道。転読仁王般若經。以応天門火。消餘殃也。</p>	『三代実録』(新訂増補国史大系)貞觀八年四月二十六日条	<p>応天門の火により転読任王般若經</p>
868 (貞觀10)		<p>太政官符          応最勝会立義得第僧請用諸寺安居講師事          新薬師寺 法華寺 招提寺 弘福寺 本元興寺          崇福寺 西寺 海龍王寺 龍蓋寺          右得治部省解僱。玄蕃寮解僱。</p>	『類聚三代格』(新訂増補国史大系)貞觀十年十月四日	
869 (貞觀11)		<p>勅命乎曰。遣參議正四位下行左大弁大江朝臣音人。從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範。從五位上守右少弁藤原朝臣千乘等。率所司。向西寺綱所宣制。</p>	『三代実録』(新訂増補国史大系)貞觀十一年正月二十七日条	綱所
870 (貞觀12)		<p>遣大僧都法眼和上位慧達。從儀師伝灯滿位僧德貞。(略)西寺權別当伝灯法師位道隆。</p>	『三代実録』(新訂増補国史大系)貞觀十二年七月二十日条	西寺權別当
879 (元慶3)		<p>遣參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守菅原朝臣是善。大学頭從五位上兼守左少弁巨勢朝臣文雄。少納言兼侍從從五位下橘朝臣春行於西寺綱所。</p>	『三代実録』(新訂増補国史大系)元慶三年十月二十三日条	綱所 *扶桑略記にもほぼ同文あり



しかしながら九世紀の西寺とは、平安京に生きる人々にとつて、羅城門と並ぶ新たなランドマークとして、平安京の都の南端に新たな大きな建造物ができていく、そんな西寺の歴史の中でも華々しい発展期の時代に該当していたことは間違いない<sup>(28)</sup>。時代背景を考慮すると、二十七番歌の詞書の背景には、むしろ発展しつつある西寺という風景を読み取らなくてはならないことになる。

#### 四、解釈への逆照射

ここまで見てきたように、九世紀の西寺が発展期・拡大期あり、西寺に伸展性というイメージがあるとすれば、その印象は古今集二十七番歌の解釈にどのように関わるのだろうか。

この歌で焦点が当てられているのは、これまでの研究史に指摘がある通り「春の柳」に対する感動である。五句の「やなぎか」の「か」が感動の表現を表す助詞であることから、また「あさみどり」という語の印象からしても、若々しくみずみずしい春の柳の美こそに力点が置かれていることは、疑う余地はないであろう。なお、二十七番歌の四五句を「玉にもぬける春

の青柳」「玉にもぬるか春の青柳」とする異文がある<sup>(29)</sup>が、『古今集』配列の観点からみても、いずれも歌の主眼は「春の柳」にあると受け止められる。

その春の柳に、遍昭は、「白露」という、元来は秋のものとして類型化されてきた語を合わせている。新大系の注や、前出注3の阿満氏が指摘するように、「白露」はそもそも「秋」の景物であった。たとえば、以下の『万葉集』四三二二（大伴家持）が知られている。

秋草に 置く白露の 飽かずのみ 相見るものを 月をし  
待たむ  
(新編全集)

『古今集』においても、二十七番歌をのぞけば「白露」はすべて秋の歌に詠まれている。秋の景物として認識が共有される中で、遍昭が異例ともいえる「春」の「白露」を詠んだ理由は、阿満氏の述べられたように、「浅緑」と「白露」という色彩を表す語を対比させる意識もあったと思われるが、それに加えて、「秋」の景物を「春」の景物として詠み替えることによって、春の美しさを理知的な発想で見出すという古今集らしい美的表象も、意図の一つにあったと考えられる。これは、遍昭の息・素性による、同じ『古今集』巻第一、春歌上、五十六番の

花ざかりに京を見やりてよめる

みわたせば柳桜をこきまぜて宮ごぞ春の錦なりける

〔新編国歌大観〕

とも同様の発想であるといえる。五十六番歌における、錦といえは秋のものという類型を踏まえた上での、「春の錦」の発見<sup>⑩</sup>と同じく、二十七番歌にも秋から春への詠み替えという機知がある。

秋の類型を取って逸脱した先に、積極的に春の美を見いだす、古今的な理知的表現によって、春のものとして新たに意識された白露が光る、柳の春の美しさを歌う歌に、詞書では西寺という、今まさに伸びゆく盛りの寺が背景として重ね合わせられる。つまり発展期の西寺は、この歌で感嘆の対象となる柳の、若々しく、みずみずしく、また伸びやかな「春の美」への感動を表現するための景として、ふさわしかったのである。

西寺が発展期にあるイメージは、遍昭にとっても、また『古今和歌集』の撰述に関わった人々にとっても、同時代的に共有されていたと考えられる。いかにも、春の柳という主題に似合う場として、二十七番歌詞書の背景には、当時の西寺の伸びゆく伸展性を読み取るべきであろう。

また、これまで武田早苗氏によって、柳が都大路において、都の象徴として描かれてきた側面が喚起されていることにも注意したい。催馬楽「浅緑」では以下のようにある。

浅緑 濃い縹 染めかけたりとも 見るまでに 玉光る

下光る 新京朱雀の しだり柳 またはた井となる 前栽

秋萩 撫子蜀葵 しだり柳

〔新編全集〕

やはり「あさみどり」で始まるこの歌は、遍昭が意識したか否かはわからないものの、緑の柳と玉とを対比させる点で、非常に遍昭歌と似通った表現を持つ歌であるといえる。ここでは、新京朱雀の象徴であるかのように柳が描かれる。武田氏が述べられるように、柳は新京を代表する植物であった。なお、催馬楽十五番「大路」には、このように歌われる。

大路に 沿ひて上れる 青柳が花や 青柳が花や 青柳が  
撓ひを見れば 今盛りなりや 今盛りなりや (新編全集)

ここでもやはり新たな京、すなわち平安京を描くことが注目される。柳というのは、いわば都の象徴として描かれる伝統的題材であり、大宮人、都を想起させるイメージがあった。その類型として、以下のようなものを挙げるができる。

・『万葉集』一八五二

ももしきの 大宮人の かづらける しだり柳は 見れど  
飽かぬかも (新編全集)

・『万葉集』四一四二番

二日に、柳黛を攀ちて京師を思ふ歌一首

春の日に 萌れる柳を 取り持ちて 見れば都の 大路し  
思ほゆ (新編全集)

このように、柳は「都」「大宮人」「新京」などと親和性のある景物として歌われてきた。逆に考えれば、柳は、都の新しい象徴である場とともに謡われるのがもつともふさわしい。遍昭の時代の人々にとつて、西寺は、新しい京の発展を象徴する場所であったといえるのではないか。

まとめ

本稿では、西寺に関わる史料を、主にその造営開始から『古今和歌集』成立の翌年までの約一〇〇年にわたる時間軸をとって整理し直し、西寺がこの歌に詠みこまれた背景として見逃すことができない点、すなわち九世紀の西寺が堂舎を徐々に拡大させながら組織も構築させていく伸展期に当たっている点を見

直した。

西寺における、従来の「平安時代も早々に衰退した寺」という固定的なイメージは、古今集二十七番歌を読む上では、解釈の邪魔をしている可能性がある。さらに、西寺は鴻臚館を前身とするという、中世以来の注釈の前提は、ひとまず白紙に戻す必要がある。

西寺とは、遍昭の時代の人々にとつて、むしろ発展期の伽藍であり、伸展性という論理を内包した景物であった。この歌の焦点となっている春の柳と、西寺とは、若々しく伸びやかな息吹が感じられる点で、重なり合っている。万葉以来、「秋の景物」として詠まれてきた「白露」を敢えて春の景物として詠み替えた点に、二十七番歌の表現の新しさがある。その理知的表現によって切り出された、春の柳という主題は、春の白露が光る柳と、西寺という伸びゆく伸展性を帯びた背景とを重ね合わせることで、より印象的にクローズ・アップされる効果があるといえよう。

この西寺という背景は、春らしい柳の美しさ、伸びやかさを印象付けるといふ効果を演出しうる場所として、遍昭の生きた当時の平安京の中に位置づけることができる。

〔付記〕 本稿は、同志社大学大学院における「山城名勝志を讀

む会」での発表（二〇〇八年十二月二日）および同志社大学大

学院文学研究科の大学院演習（二〇〇九年一月二十四日）の内

容を基にして成稿したものである。貴重なご教示を賜った廣田

収先生、竹居明男先生、駒木敏先生、岩坪健先生、植木朝子先

生、川嶋美貴子氏、また館野文昭氏にお礼を申し上げます。

注

(1) 本文は、『新編国歌大観』（角川書店、一九八三年、底本は伊達家旧蔵本）によった。

(2) 『私家集大成 中古Ⅰ』（和歌史研究会、明治書院、一九七三年、底本は西本願寺蔵三十六人集）

(3) 佐伯梅友氏校注『日本古典文学大系 古今和歌集』（岩波書店、一九五八年）、松田武夫氏『新釈古今和歌集』

（風間書房、一九六八年）、小沢正夫氏校注『日本古典文学全集 古今和歌集』（小学館、一九七一年）、奥村恒哉

氏校注『新潮日本古典集成 古今和歌集』（新潮社、一九七八年）、久曾神昇氏校注『講談社学術文庫 古今和歌集』（講談社、一九七九年）、小町谷照彦氏『古今和歌

集評釈・二十 青柳の糸よりかくる』（『国文学』二九・一〇号、一九八四年八月）、小沢正夫氏・松田成穂氏校

注『新編日本古典文学全集 古今和歌集』（小学館、一九九四年）、阿満誠一氏『古今和歌集二七番「浅緑糸よ

りかけて」の歌の解釈』（『九州産業大学国際文化学部紀要』三、一九九五年七月）、片桐洋一氏『古今和歌集全

評釈」講談社、一九九八年）、武田早苗氏「古今集にみる僧正遍昭」（『平安文学史論考』武蔵野書院、二〇〇九年）、高田祐彦氏『新版古今和歌集』（角川ソフィア文庫、二〇〇九年）、小町谷照彦氏『古今和歌集』（ちくま学芸

文庫、二〇一〇年）、廣田収氏『源氏物語』における風景史——景物から原風景へ」（『文学史としての源氏物語』所収、武蔵野書院、二〇一四年）。また『遍昭集』

の側から阿部俊子氏『遍昭集全釈』（私家集全釈叢書、風間書房、一九九四年）、室城秀之氏『遍昭集』（和歌文

学大系、明治書院、一九九八年）も詞書の寺を京都の西寺とする。なお、『遍昭集』二番詞書については、旧称

書陵部藏桂宮本において「にしてらのやなぎを」を「ナシ」とする以外に、異同はない（阿部俊子氏『遍昭集全

釈』）。『古今集』のほうは、「西大寺」について「にしてら」

「西寺の大寺（寺）にミセケチ）」「にしのおほてら」とする異同がある（『古今集校本』）。また、西寺を

「西大寺」という例があったことについては、たなかしげひさ氏「にし寺興亡の研究（三）」（『史迹と美術』三

六五号、一九六六年）、追塩千尋氏「西寺の沿革とその

特質」（『北海学園大学人文論集』二三・二四、二〇〇三年三月）の注55がある。

(4) 武田早苗氏の前出注3論文。

(5) 武田氏は『平安時代史事典』「西寺」の項には、「東寺・西寺と挙げたとき、西寺のほうが優位にあった感を受ける」とされ、さらに、「国家の法事、即ち国忌のときは西寺において執り行われることが多かった。いわば国家管理の寺であった」と興味深い指摘がなされている。つまり、当時の西寺は、空海の東寺を凌ぐ勢力を持

った、平安京を代表する寺であった。とすれば、貞明親王の護持僧となり、最終的に僧正に上り詰めた遍昭が、

西寺において様々な折に奉仕したことは、容易に想像されよう」と示唆しておられ、西寺が東寺より優位性をも

っていた寺であることへの注意喚起の意味がある。ただ、現在までの遍昭伝研究において、遍昭が西寺で奉仕

したことを直接的に示した史料によって二十七番歌の解釈に言及した論考は見当たらないようで、高田祐彦氏も

「遍昭と西大寺との関係は不明」（『新版古今和歌集』（角川ソフィア文庫、二〇〇九年）二十七番歌注）と注して

おられる。これについて、補強となりうる史料は、本論の注21参照。

- (6) 松田武夫氏『新釈古今和歌集』(風間書房、一九六八年)、日本古典文学全集(小沢正夫氏校注、小学館、一九七一年、新編日本古典文学全集は小沢正夫氏・松田成穂氏校注、一九九四年)、久曾神昇氏校注『講談社学術文庫古今和歌集』(講談社、一九七九年)、小町谷照彦氏『古今和歌集評釈・二十 青柳の糸よりかくる』(『国文学』二九・一〇、一九八四年八月)、小松英雄氏『やまとうた―古今和歌集の言語ゲーム』(講談社、一九九四年)、阿部俊子氏『遍昭集全釈』(私家集全釈叢書、風間書房、一九九四年)などで、契沖の説をひくか、あるいは「白露」を数珠や水晶に見立てるといふ説をとる。
- (7) 空海・守敏の対立譚については、中前正志氏「新生守敏―西寺所蔵守敏伝」(『国文論藻』(京都女子大学)二〇〇七年三月)の考察が詳しい。
- (8) 川勝政太郎氏「平安京の鴻臚館について」(『史迹と美術』五〇・一〇、一九八〇年十二月)
- (9) 鈴木久男氏「平安京右京七条一坊の軒瓦について」(『向日市埋蔵文化財調査報告書 第二〇集』(向日市教育委員会、一九八七年)
- (10) 角田文衛氏「平安京の鴻臚館」(『古代文化』四二・八、一九九〇年八月)
- (11) 網伸也氏「平安京と東西寺・常住寺」(『都城制研究』八、奈良女子大学古代学学術研究センター編、二〇一四年)
- (12) 追塩千尋氏「西寺の沿革とその特質」(『北海学園大学人文論集』二三・二四、二〇〇三年三月)
- (13) 川勝政太郎氏「創建時の東寺及び西寺」(『史迹と美術』一八五、一九四八年五月)、赤松俊秀氏「初期の東寺」(『仏教芸術』四七、一九六一年)、たなかしげひさ氏「にし寺興亡の研究」(『史迹と美術』三六三―三六六、三六八号、一九六六年)、『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 平安京跡・史跡西寺跡』(京都市埋蔵文化財研究所、二〇〇七年)、網伸也氏前出(注11)論文、追塩千尋氏前出(注12)論文、中井真孝氏執筆「西寺」項(『国史大辞典』吉川弘文館、一九八五年)、杉山信三氏執筆「西寺」項(『平安時代史事典』角川書店、一九九三年)など。

(14) 史料探索にあたっては、事典類・各種索引類のほかに、

国立歴史民俗学博物館「データベースれきはく」、東京大学史料編纂所「古記録フルテキストデータベース」

「平安遺文フルテキストデータベース」を参照した。また

特に前出の(注13)に掲出した考古学・歴史学研究の諸成果にも拠っている。さらに、稿者の発表の席上、同志社大学教授・竹居明男氏より、於佛敎大学四条センター「講座・平安京の諸問題について」講演での氏のレジュメ「幻の大寺・西寺」(一九九四年十月十一日)を参照させて頂いた。記して謝意を表する。

(15) 『東大寺要録』(筒井英俊氏編、全国書房、一九四四年)

(16) 前出(注13)赤松俊秀氏論文、たなかしげひさ氏「にし寺興亡の研究(一)」。ただし本論中の表一では、出典の本文を尊重し敢えて校訂はしていない。

(17) ただし、金堂の成った年には諸説間で幅がある。川勝氏は金堂は「弘仁四年頃には完成してゐたと思はれ」、たなか氏は「金堂の竣工を、その址の礎石や出土瓦からみて、まず八二〇年前後——弘仁十年前後とみておいては如何であろうか」、『国史大辞典』では「金堂は八二〇年

代」、『角川日本地名大辞典 京都府』では「弘仁五、六年には、金堂の造営も竣功したらしく」など。いずれにせよ、講堂に先立って金堂が竣工したという見方がなされている。

(18) 川勝氏前掲(注13)論文、『国史大辞典』、『角川日本地名大辞典 京都府』『平安時代史事典』、たなか氏前出(注13)論文「にし寺興亡の研究(一)」、追塩氏前出(注12)論文。

(19) 「塔は未完成であったという見解」とは、前出注13の川勝氏説である。

(20) ほかに『国史大辞典』では「塔はかなり遅れて十世紀初頭に別当の聖宝が建てた」、『角川日本地名大辞典』では「塔(西塔一基)も弘仁年間には、竣功したらしいが、これは嘉祥三年六月三日、落雷のため大破した」「塔は元慶七、八年に再建されている」と見ている。なお、東寺もこの翌年の元慶七(八八三)年二月七日条に、美作稻四千束などを造東寺塔料にあてている記事がある(『三代実録』(新訂増補国史大系、五三三頁)。東寺と西寺の造塔が、ある程度は並行して作業されていたと仮定

して東寺の経緯から推測するならば、落雷があった嘉祥三年に西寺の塔が完成していたと見るよりは、元慶年間段階でまだ両塔は未完成であったと見てよいのではないか。

(21) 注5で述べたとおり、西寺と遍昭の関係は、目崎徳衛氏

などによる歌人伝研究の後も従来、不明とされてきたが、管見の限り、『古今集』二十七番歌の詞書以外に、西寺と遍昭との接点を見出すことができる史料として、遍昭が権僧正に任じられた際の『三代実録』（新訂増補国史大系）元慶三（八七九）年十月二十三日条（ほぼ同文が『扶桑略記』同日条に見られる）において、菅原朝臣是善らを「西寺綱所」に遣って伝えた策命に、遍昭の名が見られる。遍昭はこのとき、西寺に参向した可能性が高いと稿者は考えている。また、これ以来、遍昭は僧綱に参与していると見られる（『僧綱補任』）が、本稿表一に挙げたように、史料番号Mの貞観六（八六四）年をはじめ、貞観七、貞観十一、元慶三、元慶七年と西寺綱所が見られる史料があり、遍昭が僧綱に参与する時期と、西寺に僧綱所が置かれていた期間とは、重なっている。九

世紀の僧綱制の弛緩により、西寺綱所に常住はしていなかったとしても、要時に西寺への参向はあったと思われる。遍昭と西寺の接点を想像しうる史料となろう。なお、平安時代の僧綱制については土谷恵氏「平安前期僧綱制の展開」（『史艸』（日本女子大学史学研究会）一九八三年十一月）など。

とはいえ、遍昭個人の経歴がいかにあれ、それが即、二十七番歌に西寺の柳を詠む動機となるわけではない。地名を和歌の詞書に挿入する背景には、個人的な足跡に加えて、その地名に対する同時代的な共通イメージがあったことが想像される。そこで本稿では、遍昭の時代に共有されたであろう西寺のイメージという角度から、検証を試みた。

(22) なお、森本茂『校注歌枕大観』「西寺」では塔は元慶六年（八八二）に「完成した」とある。が、完成したとする根拠は不明である。

(23) 日本古典文学全集（小沢正夫氏校注、小学館、一九七一年）など。

(24) 蔵中スミ氏「遍昭——古今和歌集の歌人たち」（『一冊の

講座 古今和歌集』有精堂、一九八七年）、田中貴子氏「僧正遍照の歌」について（『二松学舎大学人文論叢』第七輯、一九七四年十月）

(25) 集成注のうち、「延暦十五年に成った」という部分や、松田武夫氏『新釈古今和歌集』（風間書房、一九六八年）において「延暦十五年、勅命によって東寺と共に建立された」などといった、延暦十五年をもって西寺の建造が完成したかとも受け取れかねない記述など。

(26) 群書類従二十四『醍醐寺縁起』。なお『角川日本地名大辞典』では、元慶六年の記事にある「塔」と、聖宝が建立した塔を別物と見て、聖宝が建てた塔は「多宝塔」とする。

(27) 『明月記』（国書刊行会、一九七七年）

(28) 網伸也氏は「東寺の西隣および西寺の東隣では、いままでの発掘調査で明確な平安時代の遺構が発見されていない。（略）少なくとも平安時代前期には朱雀大路と東西二寺の間には朱雀大路大垣があるだけで、朱雀大路からの景観を阻害するような土地利用はなされていない可能性が高い。つまり、平安京の東西二寺は京内に造営が許

された寺院としての宗教的な側面以上に、都城の正面を羅城門とともにシンメトリックに荘厳する機能を持ち、朱雀大路からの景観も配慮した京の象徴的な施設だった」とする（『都城——古代日本のシンボリズム』青木書店、二〇〇七年、のち『平安京造営と古代律令国家』

（塙書房、二〇一一年）に所収）。また久米舞子氏は、西寺や東寺を含めた羅城門界隈のイメージについて、「威容を誇る楼門の姿、それをとり囲む羅城、門の口からのぞく広大な朱雀大路、左右にそびえる東寺、西寺の五重塔。その景観によって、羅城門の境界性は担保されていたのだ」と述べている（『平安京羅城門の記憶』（『史学』七六、二・三号、二〇〇七年二月）。

(29) 『古今集校本』（西下経一氏・滝沢貞夫氏共編、笠間書院、一九七七年）

(30) 旧大系、小松英雄氏『例解古語辞典 第二版 別冊』「こきまず」「解釈の道すじ」（三省堂、一九八五年）、新大系、新編全集など。

